

各 位

会 社 名 フォスター電機株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 吉澤 博三
 (コード：6794 東証第1部)
 問 合 せ 先 I R ・ 法 務 部 長 山 本 有 三
 (TEL : 042 - 546 - 2305)

業績連動型株式報酬制度の導入に伴う

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日付で公表した「株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust)」(以下「本制度」といいます。)の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 8 月 16 日(水)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 111,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,972 円
(4) 処分価額総額	218,892,000 円
(5) 処 分 先	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 15 日付で本制度の導入を公表し、その後、平成 29 年 6 月 22 日開催の第 83 期定時株主総会において、役員報酬として決議されました。(本制度の概要につきましては、平成 29 年 5 月 15 日付「取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社(本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託(以下「本信託」といいます。))の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者)に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、平成 29 年 6 月 22 日開催の第 83 期定時株主総会でご承認いただいた当初対象期間(下記「信託契約(株式給付信託契約)の概要」参照)に対応する拠出資金 220 百万円(内、取締役分 175 百万円)の範囲内で、取締役等株式給付規程に基づき、当初対象期間中に当社の取締役及び執行役員(社外取締役を除きます。以下「取締役等」といいます。)に給付すると見込まれる株式数に相当するものであります。また、その希薄化の規模は平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 26,931,051 株に対し 0.41% (小数点第 3 位を四捨五入、平成 29 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 257,202 個に対する割合 0.43%) となりますが、本制度による当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)の給付は取締役等の退任等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

本制度は、取締役等と株主の皆様との価値共有を一層促進し、中長期的な企業価値向上により資する報酬体系を構築することを目的としています。

以上のことにより、株式の希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

【信託契約（株式給付信託契約）の概要】

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	取締役等を退任した者のうち、取締役等株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
信託契約日	平成29年8月16日（予定）
信託設定日	平成29年8月16日（予定）
信託の期間	平成29年8月16日（予定）から信託が終了するまで
当初対象期間	平成30年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における終値としました。取締役会決議日の直前営業日の終値としましたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされており、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、払込金額として合理的であると考えたためです。

なお処分価額 1,972 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均 1,960 円（円未満切捨）に対して 100.61%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均 1,842 円（円未満切捨）に対して 107.06%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均 1,852 円（円未満切捨）に対して 106.48%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上